

阪神水道企業団総合評価方式実施要綱

制 定 平成30年 5 月16日

最終改正 令和 8 年 9 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が条件付き一般競争入札により発注する工事（設計・調査・維持管理業務委託を除く。以下「工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式による入札を行う工事は、条件付き一般競争入札により発注する工事のうち、次の各号に掲げるいずれにも該当する工事とする。

- (1) 予定価格が3億円以上の改良工事
- (2) 技術提案及び企業の施工能力並びに入札価格等を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (3) 阪神水道企業団総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）による審査を経た工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事は、総合評価方式の対象から除外する。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 緊急に施行する必要がある工事
- (3) その他総合評価方式を適用する必要が認められない工事

(落札者決定基準)

第3条 政令第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準として、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 入札参加者が提示する技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目を評価及び審査するための評価基準等
- (2) 評価方法及び落札者の決定方法
- (3) その他必要と認める事項

2 前項の落札者決定基準は、別に定める標準的な落札者決定基準に従った基準とする。

3 落札者決定基準の決定は、委員会にて行う。

(技術資料の評価)

第4条 第8条及び第9条の規定により提出された技術資料及び入札価格により、総合評価方式の手引き（以下「手引き」という。）の定めに基づき評価を行うものとする。

(落札者の決定方法)

第5条 落札者は、落札者決定基準の要件を全て満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者とする。

- 2 評価値の最も高い者が複数いる場合は、当該者によるくじ引きで落札者を決定する。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 総合評価方式の適用に当たっては、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による意見聴取においては、併せて、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、政令第167条の10の2第5項の規定に基づき、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

なお、第8条第1項の規定に基づき提出された技術資料（以下「技術資料」という。）を評価しようとするとき、必要に応じ、2人以上の学識経験者の意見を聴くことができる。

- 3 前2項の規定による学識経験者の意見聴取は、原則として委員会において行うものとする。ただし、急を要するなど特別の事情がある場合にあっては、委員会に代えて、個別面談又は電子メールによる意見聴取ができるものとする。
- 4 あらかじめ学識経験者の意見聴取により定められた落札者決定基準及び入札説明書を使用する場合は、個別の学識経験者の意見聴取は省略することができるものとする。ただし、落札者決定基準を変更する場合には、新たに学識経験者の意見聴取を行い、委員会にて審査及び変更を行うものとする。

(総合評価審査委員会の設置)

第7条 総合評価方式の実施に当たり、委員会を設置する。

(技術資料の提出)

第8条 総合評価方式による入札の執行に当たっては、入札公告により、手引きの定めに基づき、入札参加希望者に対し、技術資料の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定により提出された技術資料の審査に当たって、必要に応じて入札参加希望者に対し、ヒアリングを実施できるものとする。

(低入札価格調査)

第9条 第6条の規定に基づく学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ決定した評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、阪神水道企業団低入札価格調査手続要綱（以下「要綱」という。）により調査を実施する。この場合において、要綱中「最低価格入札者」とあるのは「評価値の最も高い者」と、「次順位者」とあるのは「評価値の次順位者」と読み替えるものとする。

(入札の公告)

第10条 総合評価方式の入札の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価方式による入札であること。
- (2) 技術資料の提出方法及び提出期限

(3) 総合評価に関する事項（評価項目、評価基準、配点、失格要件、総合評価の方法及び技術資料の内容の担保）

(4) 落札者の決定方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、総合評価方式の入札の実施に関して必要な事項

（評価結果等の公表）

第11条 落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 落札者の商号、名称及び落札金額

(2) 入札参加者の入札価格

(3) 入札参加者の技術評価点

(4) 入札参加者の評価点

（落札者の施工方法等）

第12条 技術提案又は技術的所見（以下「技術提案等」という。）に基づき入札を行い落札した者に対しては、採用した技術提案等に係る部分については当該技術提案等に基づいて施工させるものとし、不採用とした技術提案等に係る部分については標準案に基づいて施工させるものとする。

なお、採用した技術提案等に係る部分についての契約後の設計変更等は原則として行わないものとする。

2 標準案に基づき入札を行い落札した者に対しては、標準案に基づいて施工させるものとする。

（技術資料の作成費用）

第13条 技術資料の作成及び提出に要する一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

（その他）

第14条 この要綱に定める事項のほか、総合評価方式の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。